

議 事 日 程 (第 3 号)

平成28年12月9日(金曜日) 午後3時39分 開議(本会議)

日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

議第86号 平成28年度遊佐町一般会計補正予算(第4号)

議第87号 平成28年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議第88号 平成28年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算(第1号)

議第89号 平成28年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議第90号 平成28年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議第91号 平成28年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議第92号 平成28年度遊佐町水道事業会計補正予算(第3号)

※請願事件審査結果報告及び採決

日程第 2 請願第3号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する請願

※条例案件の審議及び採決

日程第 3 議第93号 遊佐町税条例等の一部を改正する条例の設定について

日程第 4 議第94号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議第95号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議第96号 遊佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について

日程第 7 議第97号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

日程第 8 ※補正予算審査結果報告及び採決

日程第 9 ※事件案件の審議及び採決

☆

本日の会議に付した事件

日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

議第86号 平成28年度遊佐町一般会計補正予算(第4号)

議第87号 平成28年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議第88号 平成28年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算(第1号)

議第89号 平成28年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議第90号 平成28年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議第91号 平成28年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議第92号 平成28年度遊佐町水道事業会計補正予算(第3号)

※請願事件審査結果報告及び採決

日程第 2 請願第 3 号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する請願

※条例案件の審議及び採決

日程第 3 議第 9 3 号 遊佐町税条例等の一部を改正する条例の設定について

日程第 4 議第 9 4 号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議第 9 5 号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議第 9 6 号 遊佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について

日程第 7 議第 9 7 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

日程第 8 ※補正予算審査結果報告及び採決

※発議案件の審議及び採決

日程第 9 発議第 7 号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書の提出について

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 11名

1 番	齋	藤	武	君	2 番	松	永	裕	美	君		
3 番	菅	原	和	幸	君	4 番	筒	井	義	昭	君	
6 番	赤	塚	英	一	君	7 番	阿	部	満	吉	君	
8 番	佐	藤	智	則	君	9 番	高	橋	冠	治	君	
10 番	土	門	治	明	君	11 番	斎	藤	弥	志	夫	君
12 番	堀		満	弥	君							

欠席議員 1名

5 番 土 門 勝 子 君

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長 時 田 博 機 君 副 町 長 本 宮 茂 樹 君

総務課長	池田与四也君	企画課長	堀修君
産業課長	佐藤廉造君	地域生活課長	川俣雄二君
健康福祉課長	佐藤啓之君	町民課長	中川三彦君
会計管理者	高橋晃弘君	教育委員	渡邊宗谷君
教育長	那須栄一君	教育委員	高橋新務君
農業委員会会長	佐藤充君	選挙管理委員	伊藤新一君
代表監査委員	金野周悦君	職務代理者	

☆

出席した事務局職員

局長 富樫博樹 議事係長 鳥海広行 書記 高橋和則

☆

本 会 議

議長（堀 満弥君） 延会前に引き続き本会議を開きます。

（午後3時39分）

議長（堀 満弥君） ただいまの議員の出席状況は5番、土門勝子議員が所用のため欠席、その他全員出席しております。

なお、説明員としては佐藤正喜選挙管理委員会委員長が所用により欠席のため、伊藤新一委員長職務代理者が出席、その他全員出席しておりますので、報告します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

次に、請願事件の審査結果報告に入ります。

日程第2、請願第3号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する請願について、総務厚生常任委員会菅原和幸委員長より審査の結果について報告を求めます。

総務厚生常任委員会菅原和幸委員長、登壇願います。

総務厚生常任委員会委員長（菅原和幸君）

平成28年12月9日

遊佐町議会
議長 堀 満弥 殿

総務厚生常任委員会
委員長 菅原和幸

付託事件審査報告書

本委員会に付託された請願は、下記の通り決定されましたから、会議規則第94条の規定により報告しま

す。

記

1. 付託審査事件名

請願第3号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する請願

2. 意見及び結果

本請願の願意は、理解できるので採択すべきであると意見決定した。

3. 審査の期日

平成28年12月8日

以上です。

議長(堀 満弥君) それでは、請願第3号についての質疑に入ります。

9番、高橋冠治議員。

9番(高橋冠治君) この請願、反対するものではありませんが、請願のその質疑内容どのようなお話しの中でこういう結果が出たのか、委員長からお話を願いたいと思っております。

議長(堀 満弥君) 菅原和幸委員長。

総務厚生常任委員会委員長(菅原和幸君) それでは、今の9番議員の質問に対しまして答弁いたします。

付託された案件の審査に当たっては、6名全員の出席を得まして審査をいたしました。紹介議員への質問等は特にごさいませんでしたので、各委員から討論として意見をいただきまして、最終的に採決をいたしました。それで、私以外の5名の賛成を得まして意見決定をしたという背景でございます。

不採択とすべき意見はございませんでした。それで、採択すべき意見としては、まとめますと現行の介護保険制度では各制度とも約1割程度でサービスを受けられる状況にあると定めております。といいますのは、福祉用具の貸与は要支援1、2、介護1、2までについてはケアマネジャーによるケアプランができておれば、貸与品大体金額の1割程度で今そのサービスを受けられるという状況でございます。それから、介護用品の購入につきましては、福祉用具専門員による指定事業所、定められた事業所を通して購入すれば、全部お支払いしてから一定の申請によりまして後に約9割ほどの保険給付を受けるという制度が2つ目としてございます。それから3つ目は、住宅改修ですが、手すり等になりますが、年度当たり20万円までの限度でサービスを受けられるということでございますが、これも同じく全部お支払いした後に申請によって9割程度給付金交付いただきますので、1割程度のサービスで行えると。

それで、今のところ財務省並びに厚生労働省等で検討されている中身につきましては要支援1、2から要介護2までは、この間説明を受けましたが、市町村の総合事業へ移行するという状況が先日私どもも説明を受けたところでございます。それで、今申し上げました補助用具というのですか、住宅改修につきましては、今1割負担でできるということを申し上げましたが、実質これを全額自費負担ということになるやの状況になります。あわせて、介護保険の負担割合も2割に検討されているような状況も国のほうではあるようでございます。そんなこともありまして、意見集約をしましたら、やはり今の現行制度は維持していただきたいと、そういう意見が委員の大半の意見でございました。

以上のようなことから、次期介護保険制度の改正における福祉用具、住宅改修の見直しにおいては自立支援、介護重度化を防ぐ制度の現在の維持に沿って検討されるよう求めるということで意見の集約を見た

と、そういう状況でございます。

以上、報告終わります。

議長（堀 満弥君） 9 番、高橋冠治議員。

9 番（高橋冠治君） 大変説明簡明でわかりやすい説明でございました。

なぜかという、私の家族もこういう制度を使っておられて、やはりある程度といいますか、非常に助かる制度であります。この制度が国のほうで改悪ならないように、現状維持のままで最低いきたいと、そんなふうに思ってお聞きしたところであります。

終わります。

議長（堀 満弥君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（堀 満弥君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（堀 満弥君） ないようですので、これで討論を終了し、採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。

本件について委員長報告のとおりこれを採択とすることに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（堀 満弥君） 挙手全員です。

よって、請願第 3 号はこれを採択とすることに決しました。

それでは、請願が採択されましたので、その意見書の発議のため、本日の議事日程の追加についてお諮りいたします。

本日の日程第 8 の次に発議第 7 号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書の提出についてを追加し、日程第 9 としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（堀 満弥君） ご異議なしと認めます。

（何事が声あり）

議長（堀 満弥君） 暫時休憩いたします。

（午後 3 時 4 9 分）

休

憩

議長（堀 満弥君） 会議を開きます。

（午後 3 時 5 0 分）

議長（堀 満弥君） それでは、本日の議事日程に発議第 7 号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書の提出についてを追加し、日程第 9 とすることに決しました。

次に、条例案件の審議及び採決を行います。

日程第3、議第93号 遊佐町税条例等の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。
直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(堀 満弥君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(堀 満弥君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第93号 遊佐町税条例等の一部を改正する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(堀 満弥君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第94号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(堀 満弥君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(堀 満弥君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第94号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(堀 満弥君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第95号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(堀 満弥君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(堀 満弥君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第95号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(堀 満弥君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議第96号 遊佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(堀 満弥君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(堀 満弥君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第96号 遊佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(堀 満弥君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議第97号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(堀 満弥君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(堀 満弥君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第97号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案どおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(堀 満弥君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、補正予算審査の結果報告に入ります。

さきに補正予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました平成28年度遊佐町一般会計補正予算(第4号)ほか、特別会計等補正予算6件について、補正予算審査特別委員会松永裕美委員長より審査の結果について報告を求めます。

補正予算審査特別委員会松永裕美委員長、登壇願います。

補正予算審査特別委員会委員長（松永裕美君）

平成28年12月9日

遊 佐 町 議 会
議 長 堀 満 弥 殿

補 正 予 算 審 査 特 別 委 員 会
委 員 長 松 永 裕 美

審 査 結 果 報 告 書

平成28年12月7日、定例本会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次の通り報告します。

記

1. 審査を付託された事件

- 議第86号 平成28年度遊佐町一般会計補正予算（第4号）
- 議第87号 平成28年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第88号 平成28年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 議第89号 平成28年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第90号 平成28年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第91号 平成28年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第92号 平成28年度遊佐町水道事業会計補正予算（第3号）

2. 審査の結果及び意見

平成28年度遊佐町一般会計補正予算ほか6件の特別会計等補正予算について慎重に審査した結果、いずれも適正なものと認め、原案の通り決定すべきであると意見の一致をみた。

3. 審査の記録

委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

議 長（堀 満弥君） お諮りいたします。

ただいま補正予算審査特別委員会委員長報告のとおり、本案を原案どおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（堀 満弥君） 挙手全員です。

よって、議第86号 平成28年度遊佐町一般会計補正予算（第4号）、議第87号 平成28年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議第88号 平成28年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算（第1号）、議第89号 平成28年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第90号 平成28年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第91号 平成28年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第92号 平成28年度遊佐町水道事業会計補正予算（第3号）、以上7議案は原案のとおり可決されました。

次に、発議案件の審議及び採決を行います。

日程第9、発議第7号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

富樫議会事務局長。

局長（富樫博樹君） 上程議案を朗読。

議長（堀 満弥君） お諮りいたします。

本件につきましては、請願第3号において審査の結果採択となったものであり、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（堀 満弥君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了しました。

これをもって第516回遊佐町議会12月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（午後4時02分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

平成28年12月9日

遊佐町議会議長 堀 満 弥

遊佐町議会議員 土 門 治 明

遊佐町議会議員 斎 藤 弥 志 夫